

ながくて地域スマイルポイント事業

スマイルポイントを貯めよう！

市民のみなさんが、健康で自分らしく暮らし続けられるよう、市民活動や地域社会への参加のきっかけづくりのため、ながくて地域スマイルポイント事業を行っています。

スマイル手帳を持っている人へ

①貯まったポイントを交換しよう！

貯まったポイントは、10ポイントから2,000円相当のQUOカードまたは図書カードと交換できます。1年間で交換できるポイントの上限は50ポイントまで(10,000円相当)です。

ポイントの交換期間は手帳の発行日から2年間です。

持 スマイル手帳、身分証明書(免許証・保険証・マイナンバーカード等)、印鑑

手続き窓口：福祉施策課または社会福祉協議会(福祉の家)

②スマイル手帳を更新しよう！

引き続きポイント事業に参加を希望する人は、有効期限が切れる手帳と引き換えで、新しい手帳を発行します。(ポイントの繰り越しはできません)

※スマイル手帳の有効期間は発行日から1年間です。

有効期限を
確認しよう



まだ、スマイル手帳を持っていない人へ

スマイルポイント事業に参加しませんか？

対 市内で市民活動に取り組む18歳以上の人
(市外居住者も参加できます。)

STEP 1

事前に登録申請書を福祉施策課または社会福祉協議会(福祉の家)に提出して、手帳を受け取ってください。



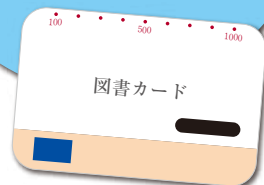
STEP 2

市民活動に参加してポイントを貯めてください。



STEP 3

貯まったポイントは、1年間で10,000円相当のQUOカードまたは図書カード(上限50ポイント)に交換ができます。



対象活動

・市民団体が自主的に実施する奉仕活動(無報酬)

長久手市市民活動災害補償制度への登録が必要
(5人以上で構成され、1人以上が市内在住であること)
活動例・・・道路、河川など公共施設における清掃など

・市が実施する事業、福祉施設への運営協力等

活動例・・・福祉施設での傾聴、保育園おたすけたい、図書館ボランティア、支えあいマップで地域づくり など
※報酬が発生する活動や懇親のための活動、事業の所管課で活動内容が確認できないものは対象外です。

事前に福祉施策課に申請が必要です。
まずはお気軽にお問い合わせください。